

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF61GK00350		5GHZ1D00055 0001					
品名 または 件名							
冷凍おにぎり(ツナマヨ) ほか22件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1,132.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川				豊川駐業 補給科 糧食班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
豊川駐業 補給科 糧食班				令和8年1月31日(土)～令和8年2月27日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
 入札日時場所：令和8年1月15日(木) 11時30分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

入札資料等は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和7年12月17日(水)～令和8年1月14日(水) (0900～1700)

(土日祝日については電話連絡をすること。)

入札及び契約事項に関するお問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班：瀬戸

TEL：0533-86-3151 内線(3367)

FAX：0533-84-7850 (直通)

規格は品目等内訳書及び「陸上自衛隊豊川駐屯地 糧食品標準規格書(令和7年4月1日施行)」による。

【弁当見本提出期日】

- (1) 日時・場所 令和8年1月9日(金) 10時 補給科糧食班事務室
- (2) 提出希望見本弁当の数量 各1食
- (3) 仕様書のほかに遵守すべき事項は調達弁当標準規約書による。
- (4) 嗜好調査を実施する。

【同等品申請書、発注単位申請書提出期日】

令和8年1月9日(金) 13時00分(FAX可) 契約班窓口

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の販売」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(イ)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
糧食品売買契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項
ウ 単価契約に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。(予定数量×単価が250万円を超えない場合については請書とする。)

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

単価決定(消費税抜)

単価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年1月14日(水) 17時00分**必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、**令和8年1月14日(水) 17時00分**までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 同等品で入札を行おうとする場合には、**令和8年1月9日(金) 13時00分**までに「同等品申請書」を契約班窓口へ提出し、官側の承認を得ること。この承認なしに行われた入札は無効とする。
- (6) 発注単位に関して制限が発生する場合には、**令和8年1月9日(金) 13時00分**までに「発注単位申請書」を契約班窓口へ提出し、官側の承認を得ること。この承認なしに行われた入札は無効とする。
- (7) 市場価格調査にご協力を依頼する。
- (8) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (9) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (10) 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、業者は官側に対し、損害賠償を請求することができない。
- (11) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：瀬戸

0533-86-3151 内線(3367) FAX0533-84-7850(直通)

メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
豊川商工会議所 のほか

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

使用区分	品目区分	仕 様	総重量
朝食	冷凍おにぎり(ツナマヨ)	2個入 100g/個(具込みの重量) 個包装 解凍後24時間喫食可(30℃以下で保存)	200g以上
朝食	冷凍おにぎり(昆布)	2個入 100g/個(具込みの重量) 個包装 解凍後24時間喫食可(30℃以下で保存)	200g以上
朝食	冷凍おにぎり(明太子)	2個入 100g/個(具込みの重量) 個包装 解凍後24時間喫食可(30℃以下で保存)	200g以上
朝食	冷凍助六(五目)	冷凍 巻寿司2貫入 五目いなり3貫入	200g以上
朝食	冷凍いなり寿司(五目・梅)	冷凍 梅いなり2貫入 五目いなり3貫入	200g以上
朝食	冷凍助六(わさび)	冷凍 巻寿司2貫入 わさびいなり3貫入	200g以上
朝食	冷凍助六(カレー)	冷凍 巻寿司2貫入 カレーいなり3貫入	200g以上
朝食	冷凍助六(梅)	冷凍 巻寿司2貫入 梅いなり3貫入	200g以上

弁当見本審査

見本提出期日:令和8年1月9日(金) 10:00

提出場所:陸上自衛隊豊川駐屯地 糧食班事務所

添付書類:別紙1、別紙2
文書管理者:豊川駐屯地業務隊総務科長
作成年月日:7.12.16
保存期間:1年未満②(8.3.31まで保存)
枚数:3枚

調達弁当標準規約書

1 適用範囲

本規約書は、陸上自衛隊豊川駐屯地において調達する弁当に適用する。

2 全般共通規格

(1) 表示

加工食品品質表示基準に基づき下記の表示項目を基準とするも、食品衛生法及び関係法令等により表示を要するよう規定されているものは、所定の事項を表示するものとする。

容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示する。

ア 名称

イ 原材料名

ウ 内容量

エ 製造日時及び消費期限（日付、時間）

オ 保存方法（推奨保管温度）

カ 製造業者の氏名又は名称及び住所

(2) 規格

ア 鮮度良好で品質固有の色沢形状を有し、大きさ、重量をそろえる。

イ 仕様書の重量については、容器重量は含まず、食材のみの重量とする。

ウ 容器は衛生的なものを使用する。

エ 箸、爪楊枝付

オ 運搬時においては配送車内又は保管容器の温度等（推奨保管温度と一致）を適切に管理し、雑菌の繁殖を最小限に抑制する。

3 見本による規格の指定

(1) 別紙仕様書に基づき見本の提出をする。その際、下記に示す項目を記載した書類を併せて提出する。

ア 弁当の内容（料理名及び細部食品、分量）

イ 製造場所、専従人員、製造要領の概要（作業工程表等）

ウ 製造業者の氏名又は名称及び住所

(2) 提出された見本が仕様書と合致しない場合及び提出されていない場合は無効とする。

4 検 収

- (1) 契約書及び本規約書により実施する。
- (2) 検査食として、保存用1食、食品衛生管理官並びに給食実施機関の長の検食用各々1食の合計3食を確定発注数に追加し納入する。
なお検査食3食分の代金については業者負担とする。

5 検 査

検査は、本規約書に基づき数量検査及び食品衛生検査を実施。なお物理又は化学検査を必要とする場合は、双方立会のうえ、検体を採取し、検査機関において検査を依頼する。

その際の検査代金については業者負担とする。

6 納 入

納入は指定する日時までに指定した場所に納入する。

(1) 納入時間

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ア 朝食 | 04:30～05:00（消費期限内であれば前日納品可） |
| イ 昼食 | 10:00～10:30 |
| ウ 夕食 | 15:00～15:30 |
| エ その他 | 購入要求書・確定発注通知書により明記された場合はその指定時に納入 |

(2) 納入場所

- | | |
|-------|---|
| ア 当初 | 医務室（食品衛生検査所）に保存用1食及び食品衛生検査官検食用1食の合計2食を納入 |
| イ じ後 | 糧食班（検収所）に給食実施機関の長検食用1食を納入後、隊員食堂又は幹部食堂出口より配食場に納入 |
| ウ その他 | 変更がある場合はその都度示す。 |

7 その他

- (1) 検収において変質又は不良品と認められた場合は、返品又は取り替えを要求する。
- (2) 本規約書に記載のない事項については、その都度官側と調整する。
- (3) その他官側が提出を求める書類（衛生関連書類）があれば、その都度応じるものとする。

仕様書

※当日の納入数については、検査食として、3食分を確定発注数に追加し納入すること。

NO	使用区分	品目	仕 様	総重量
1	朝食	冷凍太巻寿司	カット無 かんぴょう・卵・椎茸・高野豆腐が使用してあるもの	320g以上
2	昼食	鶏唐揚げ弁当	白飯250gまで 鶏の唐揚げ3個以上 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
3	昼食	フライ弁当	白飯250gまで フライ2個以上 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
4	夕食	焼肉弁当	白飯250gまで 焼肉80g以上(肉の割合8割以上) 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
5	夕食	2色そぼろ弁当	白飯(250gまで)の上に肉そぼろ(20g以上)・卵そぼろ(20g以上)をのせたもの 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
6	昼食	チキン照り焼き弁当	白飯250gまで チキン照り焼き1個(1個80g以上) 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
7	夕食	すき焼き風弁当	白飯250gまで すき焼き風(玉葱、人参、しらたき、牛肉を使用)80g以上(肉の割合8割以上) 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上
8	夕食	のり弁当	白飯240g以上(海苔のせ) 白身魚フライ使用 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	400g以上
9	昼食	チキンカツ弁当	白飯250gまで チキンカツ(100g以上) 野菜の副食1品 その他の副食2品目以上 漬物1品10～15g	450g以上